

住宅改修事業・日常生活用具給付事業の変遷

(1) 住宅改修事業の変遷

資料4-1

		年度	平成2年度～	平成12年度～	平成13年7月～	平成23年10月～	平成28年度～	
		介護保険制度	—	介護保険制度（平成12年4月1日施行）→				
		名称	保谷市（※）		西東京市（平成13年1月21日合併）			
住宅改修事業	自立支援住宅改修費 助成事業	利用者負担金	/	10%	生活保護世帯 0% 住民税非課税世帯 3% 上記以外の世帯 10%	生活保護等を受けている者 0% 上記以外の者 10%		
		対象者		65歳以上の高齢者で 介護保険認定において非該当（自立）と認定された者				
	高齢者住宅改修費 給付事業	利用者負担金	/	生計中心者の所得に 応じた割合（0%から100% まで）	生活保護世帯 0% 住民税非課税者 3% 上記以外の世帯 10%	生活保護等を受けている者 0% 上記以外の者 10%		
		対象者		おおむね65歳以上の 高齢者	65歳以上の高齢者で 介護保険認定において 要支援又は要介護と認定された者		65歳以上の高齢者で 介護保険認定において 要支援又は要介護と認定された 者 事業対象者と確認された者	

（※）保谷市の事業で要綱の確認ができていないもののみ掲載